

## 第2回福岡県性暴力対策検討会議議事概要

### 1 日時・場所

日時：令和2年3月12日（木）14時～16時10分

場所：福岡県中小企業振興センタービル202会議室

### 2 出席者

別紙「第2回福岡県性暴力対策検討会議出席者名簿」のとおり

### 3 議事概要

#### (1) 検討会議報告書の決定について

- 資料2「福岡県性暴力対策検討会議報告書（概要版）」により、検討会議報告書の概要説明を事務局から行った。
- 資料1「福岡県性暴力対策検討会議報告書（最終とりまとめ案）」により、「性暴力となる行為に関する考え方の基本的方向性」について事務局から説明を行った。
- 加害者対策部会において委員間で意見が分かれた箇所について、事務局から以下のとおり説明を行った。
  - ・ 第4回部会までの議論を経て、報告書31ページ「③捜査機関等からの照会への対応について」については、「イ 原則回答しない」及び「ウ 対応の考え方」の記載に対して、〈一部の委員からの意見〉のとおり、意見が分かれた形で中間とりまとめを行った。
  - ・ 第5回部会における審議の結果、部会案としては、当該部分については中間とりまとめ案から変更はしないことで決定された。
- 加害者対策部会における審議経過について、同部会の實原部会長から以下のとおり説明が行われた。
  - ・ 部会では、より多くの相談を受け付け、加害者が安心して社会復帰支援を受けられる環境整備のためには、原則回答しないとすべきという意見が多かったものの、県という公的機関は回答義務があり、また、公共の安全と秩序の維持のため原則回答するとすべきという意見もあった。
  - ・ こういった課題は、本来、一律に回答する、回答しないと決められるものではなく、個別具体の事案ごとに議論すべきものであると思うが、スケジュール上そのいとまがなく、部会としての意見を取りまとめる必要があるため、第5回部会において、各委員の総意により、やむを得ず多数決という方法で、委員の意見を集約した。
  - ・ その結果、出席委員10名のうち、原則回答しないが6名、原則回答するが2名、白紙が1名、用務のため途中退席が1名であり、部会としては、「原則回答しない」という記載でとりまとめることに決定した。

○ 委員等により、以下の議論が行われた。

※●は委員からの質問・意見 ◎は座長の発言 →は事務局からの回答

● 「性暴力となる行為に関する考え方の基本的方向性」について、次年度以降、条例第16条に基づく協議・検討の場で検討されていくということであるが、同意に関する世界の潮流としては、近年、自発的同意を要件とする動きが盛んになってきている。「性暴力となる行為に関する考え方を整理するための参考資料」の中で紹介されているスウェーデンの法改正をはじめとして、スペインでも今年、同様の改正が閣議決定されている。こういった動きも参考にしながら指針の内容を検討して行ってほしい。

● 捜査機関から、刑事訴訟法第197条第2項の法律に基づいて県に捜査事項照会がなされた場合に、県が保有する対象加害者の情報の取扱いについてどうするのかということであるが、「原則回答する」とするのか、「原則回答しない」とするのかは非常に大きな問題である。行政は、法律や条令の趣旨を踏まえて、原則の対応を定めれば、担当職員が判断に苦慮した場合、原則に従って対応することとなる。

問題は、加害者対策部会で多数意見であった「原則回答しない」という対応では、刑事訴訟法の解釈に違反することになる。これは地方公共団体のあるべき姿ではない。刑事訴訟法に基づく捜査事項照会により報告を求められた公務所等は報告すべき義務を負うと一般的に解されているため、報告を求められる福岡県が回答しないことを原則とするということでは、法律の解釈と矛盾する。

『「原則回答する」』という対応では、対象者が届出を差し控えるのではないか」という意見があったが、そのような不都合があるからと言って、地方公共団体の執行が法律に違反して良いという理由にはならない。この条例では、届出を任意ではなく、過料の規定を設けて義務としている。このため、別途、届出義務違反者に対しては届出を履行させる方策を考えるべきである。

捜査機関からの照会が生じる場合というのは、例えば、県内で強制わいせつやわいせつ目的の誘拐等が発生または、発生した可能性が高いと捜査機関が考えた場合である。こういった状況の時に、第2の被害者が発生しないように、または、誘拐された被害者の生命を守るというために、迅速な捜査の上犯人を検挙する必要があるという危険性が高まった状態で捜査事項照会をするということが想定されている。このような状況の中で、加害者に対する支援と加害者検挙のどちらが優先されるかということを考えてほしい。

● 「ア 以下については回答する」の「・本人の同意がある場合」の削除を求める。警察が加害者情報について捜査照会するということは、その人物が捜査対象になっていることを意味する。その人物に県が同意を取るとするのは、捜査情報を捜査対象者に漏洩することを意味し、その人物が犯人であった場合には、県が犯人に逃走、証拠隠滅の機会を与えるということになる。

「イ 以下については原則回答しない」の記載内容については、刑事訴訟法第197条第2項の法令解釈に沿った内容への修正を要求する。捜査関係事項照会については、県は回答する義務を負うというのが法令解釈であり、内閣法制局及び

厚生労働省作成のガイドラインにも同様の見解が示されている。

条例第3条第4号では、「性犯罪が発生したときは、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とすべきである」と基本理念が規定されており、性犯罪を含む子どもや女性を狙った重大事件が連続発生している場合、あらゆる捜査資料を早急に入手し、犯人検挙によって新たな被害を防ぐ必要がある。被害を被るのは県民であり、これを抑止するのが我々の使命である。その手段の1つである捜査関係事項照会を、原則回答しないことは、さらなる被害拡大防止の観点から、極めて問題である。

部会では、搜索差押許可状等の令状を取得すれば済む旨の意見もあったようであるが、令状取得には、犯人と認められる相当な理由とそれを十分証明する各種資料が必要不可欠であるが、捜査初期の段階でそれを取得することは実務上困難であり、それを補完する目的としても刑事訴訟法上の捜査事項照会が認められ、法令解釈が行われている。

本条例は、県民を守り、被害者を支援し、福岡県から性暴力を根絶することを目的としているはずである。捜査関係事項照会に原則回答しないという対応は、捜査対象者を捜査から守ろうとする姿勢を公言しているも同然であり、被害者の保護にも支障が出る。報告書が公開されれば、県民や被害者には、「なぜ捜査対象者を県が守ろうとしているのか」と映り、また、加害者に対しても「福岡県では自分達を捜査から守ってくれる」という誤ったメッセージを発することになると危惧している。法令解釈にそった「原則回答する」又は、「法令に基づき対応する」といった内容への修正を強く要望する。

- 被害者支援の立場から言うと、捜査関係事項照会の必要があるということは、そこには被害者、強姦殺人等の場合は遺族がいるという点を認識する必要があると考える。性犯罪には、余罪や再犯、暗数が多いと言われており、被害者を支援している実態から言ってもそうである。また、性犯罪の特性として、短期でエスカレートしていくということもあり、被害者は大きな不安を抱えたまま捜査の進展を見守り、外出もままならないという状況もある。そういった中、被害者の安全よりも加害者の治療、支援が優先されるとなると、条例の趣旨にも反し、県民からの理解も得られないと思う。ハイリスクと言われる人が窓口に来ることからしても、慎重な判断をお願いしたい。
- 部会案に賛成である。まず、5回にわたって部会において審議され、捜査事項照会への対応についても議論された上で、結論が出ているものであり、それは尊重されるべきであると考え。

制度の実効性から言っても、相談窓口から情報が漏れるとなれば、届出者、相談者は極めて減少するだろう。根本的に性被害をなくすための支援策が考えられたにも関わらず実効性がないということになる。

県は、本検討会議の報告書を参考に対応するということになるため、検討会議としての意見が「原則回答しない」というのは問題はないのではないかと。また、重大な犯罪が起きており、緊急の捜査をしなければならないという場合であれば、「ウ 対応の考え方」に記載の方法により対応は可能であるため、そういう場合の対応も問題にはならないと考える。

- 性犯罪に余罪、再犯が多いということ、加害者も自らが犯した行為により苦しむということを踏まえると、捜査関係事項照会に回答することによって加害者が再犯しないという抑止につながり、加害者自身を守るという側面も考えられるのではないか。
  - 「回答する」ものの中の「本人の同意がある場合」については、照会をかける際は内密にするように伝えるため、意味をなさないものではないか。
  - 「捜査機関『等』からの照会への対応について」という標題となっているが、捜査機関以外からの照会も想定されているのか。
- 弁護士が弁護士会を通じて行う照会（弁護士法 23 条の 2）も想定しているため、「捜査機関『等』」としている。弁護士会を通じての照会であれば、本人の同意書を付けて照会するということもあるという意見もあった。表記を変更したい。
- ◎ 審議を一時中断し、座長、副座長、加害者対策部会長、事務局で協議を行う。
- 審議の一時中断後、報告書の修正案を事務局より配付し、事務局から以下のとおり説明を行った。
- ・ 「以下については回答する」というものの中で、「本人の同意がある場合」を「本人から同意をとったうえでの弁護士会等からの照会」に改める。
  - ・ その他の対応については、「上記以外の捜査機関等からの照会への対応については、本事業の適正な執行（相談窓口の機能維持）の観点から、加害者対策部会では（A）「原則回答しない。」とする意見の方が多かったが、一部の委員及び捜査関係機関のオブザーバーからは、公共の安全と秩序の維持の観点から、（B）「原則回答する。」という意見もあった。県は、今後、相談窓口を運用するにあたっては、これらの意見を踏まえ、本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の比較衡量により、組織的に意思決定の上、慎重に判断を行うべきではないか」として、その下、両論の意見と、修正前の報告書案に記載していた、対応の考え方などを、理由として記載する。
- 委員等により、以下の議論が行われた。
- 部会で決まったことについて、捜査機関等からの照会への対応についてのみ、親会議で内容の変更をするということについて、再度ご説明願いたい。
  - ◎ 検討会議設置要綱第 2 条に検討会議の所掌事務が定められており、加害者対策に関してもこの検討会議の所掌事務であるため、座長として最終決定をさせていただくものである。また、意見が分かれた事項は全ての部会を通じてこの部分のみであり、親会議で再度検討を行ったものである。
  - 修正案について、「本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の比較衡量により、組織的に意思決定の上、『慎重に』判断を行うべきではないか。」とされているが、これだと「回答すること」より、「回答しないこと」に重きを置くように捉えられかねない。したがって中立的に、「本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の『慎重な』比較衡量により、組織的に意思決定の上、判断を行うべきではないか。」の方が適切ではないか。

- ◎ 審議を一時中断し、座長、副座長、加害者対策部会長、事務局で協議を行う。
- 審議の一時中断後、座長の発言により、「本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の比較衡量により、組織的に意思決定の上、『慎重に』判断を行うべきではないか。」を、「本事業の適正な執行と公共の安全と秩序の維持の『慎重な』比較衡量により、組織的に意思決定の上、判断を行うべきではないか。」に修正することとし、報告書が決定された。

(2) 今後の活動について

資料3「今後のスケジュール（案）について」について、事務局から説明を行った。